

必ずチェック 最低賃金！
使用者も 労働者も

大阪府最低賃金

改定のお知らせ

平成23年9月30日から

時間額 **786**円

- ◎ 大阪府内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。
* 上記の金額より高い産業別最低賃金が定められている一部の産業で働く労働者については、各々の産業別最低賃金が適用されます。
なお、「各種商品小売業」については、平成23年9月30日から大阪府最低賃金(786円)が適用されます。

- ◎ 次の賃金を除いて最低賃金額以上とすることが必要です。
精・皆勤手当、通勤手当、家族手当、1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(ボーナスなど)、臨時に支払われる賃金(結婚手当など)、時間外・深夜労働及び休日労働に対する賃金
- ◎ 最低賃金額に違反した場合は罰せられることがあります。
- ◎ 大阪労働局では、最低賃金を含めた各種情報をホームページに掲載しています。

URL <http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

または、

最低賃金についてご不明の点がありましたら

大阪労働局労働基準部賃金課 (電話番号 06-6949-6502)

または 最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

大阪府内の事業所で働く方に適用される 最低賃金

時間額 (発効年月日)		適用の範囲	
大阪府最低賃金		大阪府内の産業で働くすべての方	
786円 (平成23年9月30日)			
産 業	時間額 (発効年月日)	適用が除外される方	
塗 料 製 造 業	855円 (平成23年10月31日)	次の業務に主として従事する方 (1) ラベルはりの業務 (2) 手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は18リットル缶未満の充てん製品運搬の業務 (1) 18歳未満又は65歳以上の方 (2) 雇入れ後3月未満の技能習得中の方 (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する方	
鉄 鋼 業	850円 (平成23年11月3日)		
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房装置・配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	836円 (平成23年10月31日)		
自動車・同附属品製造業	833円 (平成23年11月30日)		
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	815円 (平成23年10月31日)		
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	810円 (平成23年11月30日)		
自動車小売業	822円 (平成23年11月30日)		
各種商品小売業 〔衣、食、住にわたる商品を〕 小売する事業所	786円 大阪府最低賃金 (平成23年9月30日)	適用の範囲	備 考
		各種商品小売業で働くすべての方	裏面(注)参照

◎発効日当日の賃金から、上記の最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。
 ◎裏面もご参照ください。

大阪労働局

労働基準部賃金課	06-6949-6502	東大阪労働基準監督署	06-6723-3006
大阪中央労働基準監督署	06-6941-0451	岸和田労働基準監督署	072-431-3939
大阪南労働基準監督署	06-6653-5050	堺労働基準監督署	072-238-6361
天満労働基準監督署	06-6358-0261	羽曳野労働基準監督署	072-956-7161
大阪西労働基準監督署	06-6531-0801	北大阪労働基準監督署	072-845-1141
西野田労働基準監督署	06-6462-8101	泉大津労働基準監督署	0725-32-3888
淀川労働基準監督署	06-6350-3991	茨木労働基準監督署	072-622-6871

1

賃金は、実際に支払われる賃金から次の賃金を除いて最低賃金額以上とすることが必要です。

- (1) 精・皆勤手当、通勤手当、家族手当
- (2) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(ボーナスなど)
- (3) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- (4) 時間外・深夜労働及び休日労働に対する賃金

2

最低賃金額は時間額で定められていますので、時間給以外(月給など)で支払われている場合は、時間額に換算して最低賃金額と比較する必要があります。

賃金の支払われ方による最低賃金額との比較方法は次のとおりです。

- (1) 時間給制の場合 ▶▶ 時間給 \geq 最低賃金額
- (2) 日給制の場合 ▶▶ 日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額
- (3) 月給制の場合 ▶▶ $\frac{\text{月給額} \times 12\text{か月}}{\text{年間総所定労働日数} \times \text{所定労働時間}} \geq$ 最低賃金額

3

最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、最低賃金法により無効となります。

4

最低賃金額未滿の賃金を支払った場合は、罰則が適用されます。

(注) 地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の両方の適用を受ける場合には、高い方の最低賃金が適用されます。大阪府最低賃金が各種商品小売業最低賃金(768円)を上回ったことから、平成22年10月15日から大阪府最低賃金779円が適用されており、平成23年9月30日からは786円が適用されています。

最低賃金についてご不明の点がありましたら

大阪労働局労働基準部賃金課 または 最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

大阪労働局では最低賃金を含めた各種情報をホームページに掲載しています。
URL : <http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

(平成23年10月)